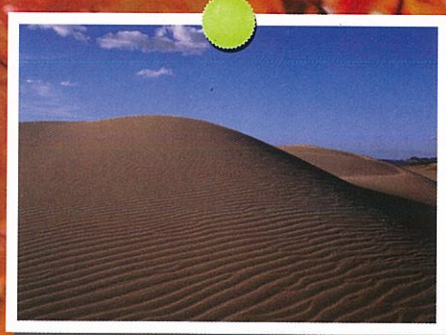
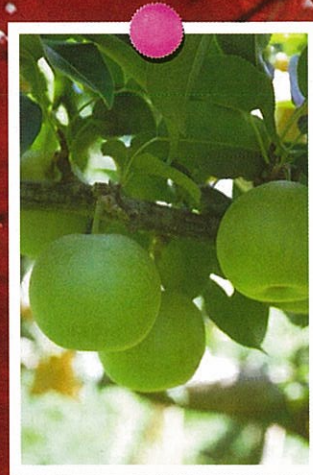
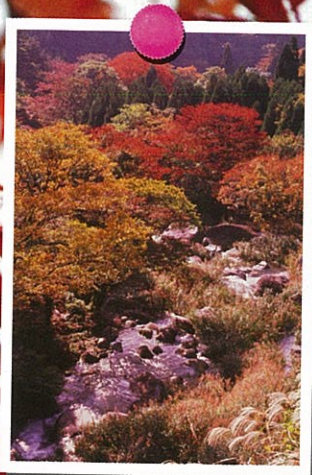
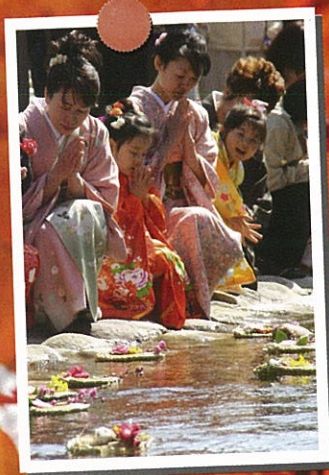
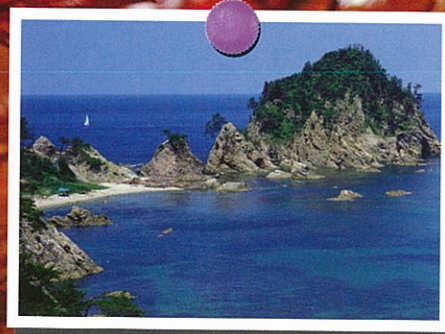
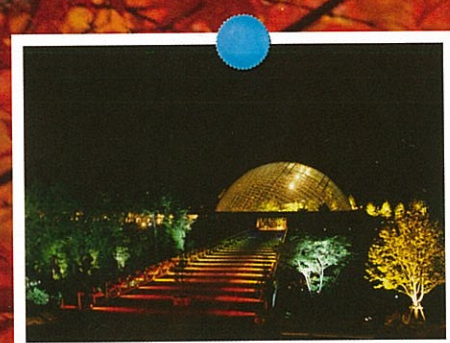
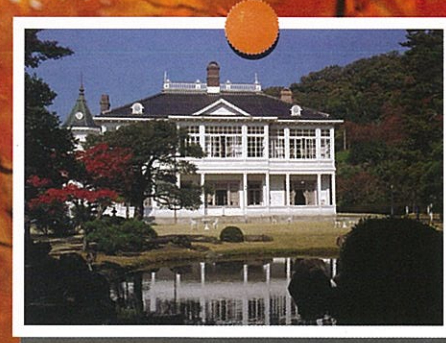


鳥取県認定グリーン商品 のご案内



鳥取県認定グリーン商品 認定マーク
鳥取県は、循環資源を利用した
グリーン商品の利用を推進し、
環境への負荷の少ない循環型
社会を目指します。





「鳥取県認定グリーン商品」とはこんな商品です

対象商品

循環資源（廃棄物や間伐材等）を原材料として、県内で製造され、または加工され、県内外で販売される商品、または既に販売されている商品が対象です。

商品の認定要件

- (1) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で製造され、または加工されること。
- (2) すでに販売されている、または認定申請から6ヶ月以内に販売されることが確実なこと。
- (3) 安全性への配慮
 - ① 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。
 - ② 商品について下記の基準に適合していること。
 - ア) 販売等にあたり溶出試験結果等の基準がある場合は、その基準に適合していること。
 - イ) ア以外の場合は、溶出試験結果が環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。
- (4) 次のいずれかの規格に適合しているか、またはこれらに準じたもの。
 - ① 日本工業規格（JIS）
 - ② 日本農林規格（JAS）
 - ③ エコマーク商品認定基準
 - ④ 鳥取県土木工事共通仕様書
 - ⑤ その他公的な機関が定める品質等の基準
- (5) 利用する循環資源は、次のとおりです。
 - ・ 品目ごとに定めた利用割合（率）に適合すること。
 - ・ 県内調達率は、以下に定める率以上とすること。ただし、既存の認定商品に類似の機能、構造、特性等を有するものがないものはこの限りではありません。

間伐材70%	木くず70%	がれき類60%	動植物性残さ60%
樹皮50%	ガラスくず40%	その他は、できる限り高い率	



鳥取県認定グリーン商品 認定マーク

このマークは、現在はイラストレーターとして活躍中の鐵本裕美（てつもとひろみ）さんの作品です。（鳥取県東伯郡北栄町在住）平成16年3月に認定マークに決定

このパンフレットに掲載できていない認定商品もあります。

このパンフレット掲載の商品を含め、全ての認定商品に関する詳しい情報は、鳥取県公式ホームページの「循環型社会推進課」中の「鳥取県認定グリーン商品と認定制度」のページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

<アクセス方法>

- ・ Yahoo!JAPANやGoogleで「鳥取県認定グリーン商品」のキーワード検索
- ・ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=48080>



目 次

1	道路資材等.....	2
	路盤材・骨材・舗装材・構造材・防護柵・保護材・視線誘導標 水質浄化剤・コンクリート二次製品	
2	農業・緑化材等.....	6
	土壌改良材・緑化基盤材・肥料・被覆材	
3	建築資材等.....	8
	構造材・内装材・調湿材	
4	文具等.....	11
	賞状額・額縁・稟議板・ストラップ	
5	その他.....	12
	ベンチ・プランター・杭	



鳥取県認定グリーン商品 認定マーク